

報道関係者 各位

令和2年 9月1日

【照会先】

(全体)

労働基準局 労働条件政策課

課長 黒澤 朗

課長補佐 伊藤 憲昭(内線 5350)

(代表電話)03(5253)1111

(直通電話)03(3502)1599

(副業・兼業を行う場合の健康確保措置)

労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

課長 高倉 俊二

室長補佐 岩澤 俊輔(内線 5497)

(代表電話)03(5253)1111

(直通電話)03(3502)6755

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定しました

～副業・兼業の場合における労働時間管理等についてルールを明確化～

厚生労働省は、このほど「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(平成30年1月策定)を改定しましたので公表します。

副業・兼業については、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、複数の事業所で働く方の保護等の観点や副業・兼業を普及促進させる観点から、労働時間管理及び健康管理の在り方等について検討を進めることとされてきました。

これを踏まえ、厚生労働省では、労働政策審議会労働条件分科会及び安全衛生分科会において、副業・兼業の場合における労働時間管理・健康管理について検討を行ってきました。

本ガイドラインの改定により、副業・兼業の場合における労働時間管理及び健康管理についてルールが明確化されます。厚生労働省では、企業も労働者も健康を確保しながら安心して副業・兼業を行うことができるよう、本ガイドラインの周知を図っていきます。

【別添】 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和2年9月1日改定版) (概要)
「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和2年9月1日改定版)

■ガイドラインはこちらに掲載しています

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>